

むかわ町ふれあい農園のきまり

むかわ町ふれあい農園は、自然とふれあう機会とご夫婦でご家族で土に親しみ、余暇を活かし、作る喜び、育てる喜び、収穫の喜びや本物の旬を味わうことを体験していただくため、開園いたします。また、利用者の皆様と地域のふれあいの場として楽しんでいただくための農園です。

楽しく安全に利用できますよう、次のきまりを守ってください。

◇ 農園の利用期間及び時間

- 1 利用期間は、5月1日から10月末日までです。
(ただし、自然条件等により変更する場合があります。)
- 2 使用時間は、日の出から日没までです。(夜間は使用禁止します。)



◆ 利用区画

- 1 決定した区画等の変更、又は第三者に転貸することはできません。
- 2 利用する区画に柵、農機庫等の工作物をつくることはできません。

◇ 栽培管理の利用

- 1 栽培作物は、野菜や花きとし、植樹等の永年性のものは栽培できません。
- 2 収穫し残った作物や支柱等の材料は、利用期間の終了時までにはすべて取り除き、区画を栽培前の状態にしてください。



◆ 利用区画の清掃及び病虫害防除

- 1 区画の清掃・除草については、利用者が行い良好な管理に努めてください。ごみ類は、お持ち帰りください。
- 2 病虫害が発生した場合は、隣接する区画に広がらないよう適切な防除処置を行ってください。
- 3 農薬の使用は、十分に注意をして使用及び管理をしてください。
- 4 除草剤の使用は、禁止します。

◇ 施設等の利用

- 1 給水施設は、お互いに譲り合ってご使用ください。
ホース類の使用はできませんので、バケツ、じょうろ等を使用してください。
- 2 農具は原則として各自が持参してください。
なお、数量に制限がありますが、農園で貸し出しできる農具もあります。(使用後は、水洗いをしたうえで、農具庫に戻してください。)



◆ 利用の取り消し

- 1 つぎの場合は、農園の利用を取り消します。
 - ア 利用者から申し出があった場合
 - イ 利用者が正当な理由なくて利用を怠った場合
 - ウ その他農園の管理上適当と認めがたい行為があった場合
- 2 上記の取り消しによって生じた損害は、町は賠償いたしません。



◇ 栽培の指導相談

5月～6月は、火曜日・木曜日・日曜日の週3日

7月～10月末は、木曜日・日曜日の週2日

作物の栽培に係る指導相談を農家の方をお願いしております
のでお気軽にご相談してください。

◆ その他

- 1 天災・盗難・病虫害等による利用者の栽培作物、その他の物の損害については、町は責任を負いませんのでご承知ください。
- 2 利用者が転居される時や病気等で農園の管理ができなくなった場合は、速やかにむかわ町役場へ連絡してください。
- 3 その他農園の利用に際しては、町の指示に従ってください。



【むかわ町】

農林水産課農業水産グループ

〒054-8660

勇払郡むかわ町美幸2丁目88番地

TEL 0145-42-2330

FAX 0145-42-3771

メール nousei@town.mukawa.lg.jp